

1. 調査の名称

有明海貧酸素水塊広域連続観測調査

2. 調査実施主体

農林水産省、環境省

3. 調査の目的

有明海における貧酸素水塊の発生機構解明、発生予察、漁場被害防止対策のため、平成16年度から共同して貧酸素水塊広域連続観測を実施する。

4. 調査計画の概要

別紙のとおり

5. 特別措置法第18条第1項各号との関係

第6号（赤潮・貧酸素水塊）

平成16年3月22日

有明海貧酸素水塊広域連続観測実施計画（案）

水産庁増殖推進部漁場資源課
環境省環境管理局水環境部閉鎖性海域対策室
農林水産省農村振興局

有明海における貧酸素水塊の発生機構解明、発生予察、漁業被害防止対策のため、平成16年度より水産庁、環境省、農林水産省農村振興局は共同して貧酸素水塊広域連続観測を実施する。

1. 貧酸素水塊広域連続観測

1) 貧酸素水塊連続観測調査システムの開発

（実施機関：水産庁漁場資源課「貧酸素水塊漁業被害防止対策」）

（担当：（独）水産総合研究センター西海区水産研究所、協力：有明4県水産試験研究機関）

観測項目：底層の水温・塩分・溶存酸素

観測点数：12点（諫早湾1点、有明海干潟縁辺域8点、沖合域3点）（図1）

観測期間：平成16年6月上旬～9月下旬

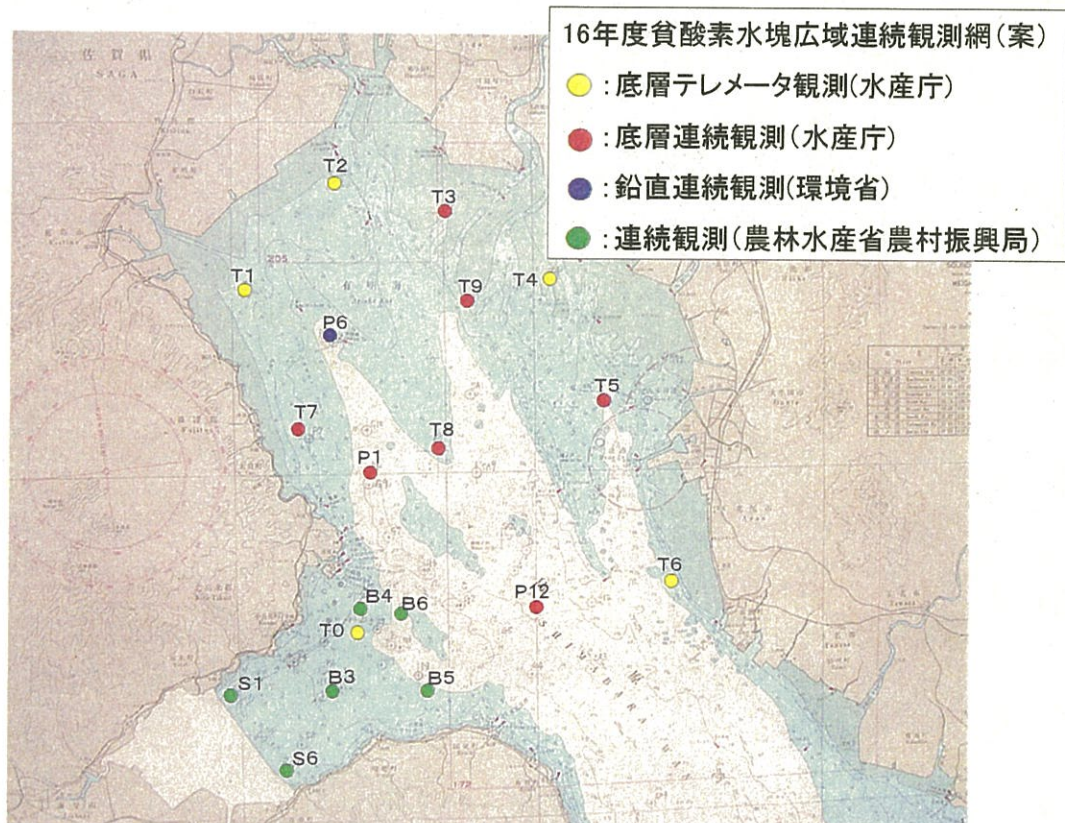


図1 連続観測地点

2) 貧酸素水塊発生機構解明調査

(実施機関：環境省閉鎖性海域対策室)

(調査協力：(独) 水産総合研究センター西海区水産研究所)

観測項目：表層から底層の4層の水温・塩分・溶存酸素他、底層の流向・流速

観測点数：1点(図1)

観測期間：平成16年6月上旬～9月下旬

3) 貧酸素現象調査

(実施機関：九州農政局諫早湾干拓事務所)

観測項目：海面から海底まで0.5m毎の水温・塩分・溶存酸素・濁度・クロロフィルa

観測点数：6点(図1)

2. テレメトリー・モニタリング

水産庁及び環境省観測の一部の点についてはNTT DoCoMoのDOPA通信網を用いたテレメトリーシステムによりリアルタイムにデータを収集する。(図2-1)

16年度：水産庁は諫早湾1点(T0)、有明海干潟縁辺域4点(T1, T2, T4, T6)

環境省は有明海湾奥1点(P6)

17年度：3点(T3, T5, T7)を追加して計9点を計画

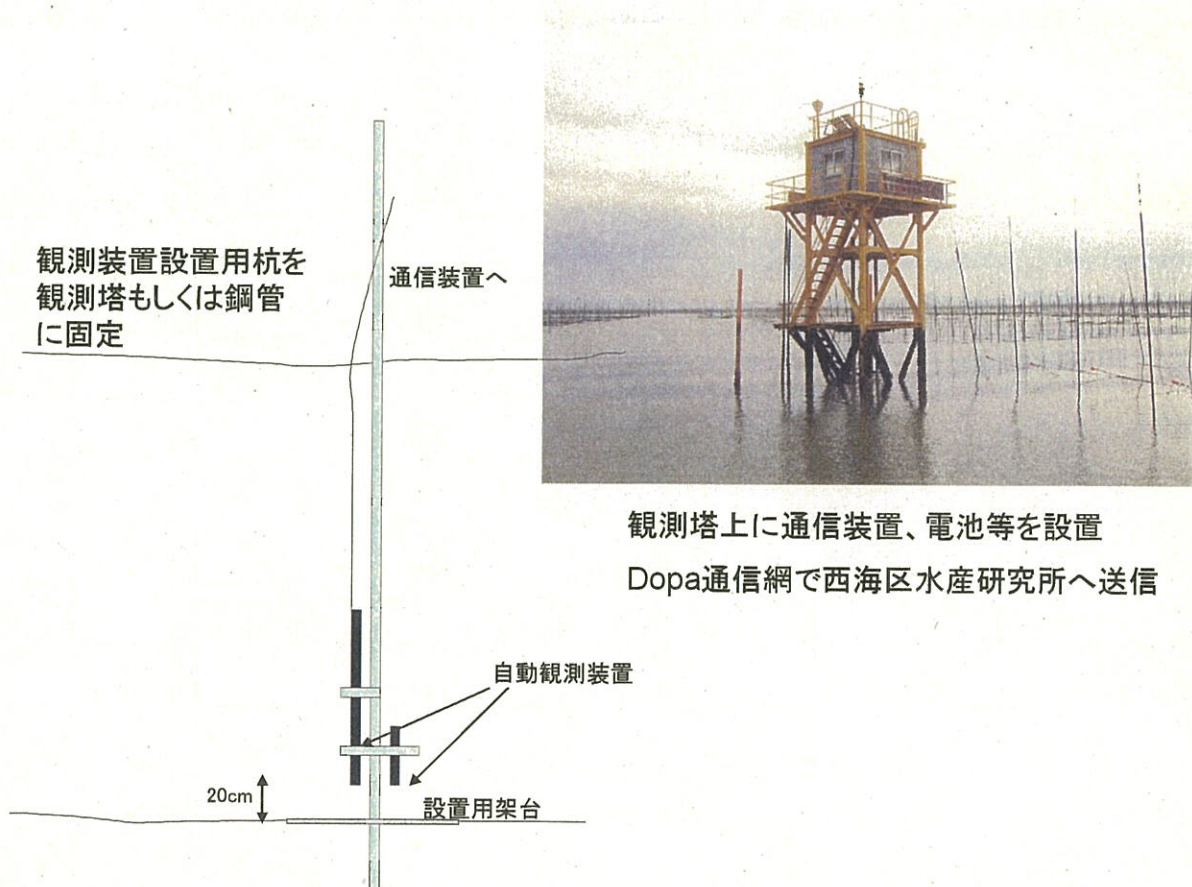


図2-1 観測装置の設置状況(テレメトリー点：T1, T2, T4等)

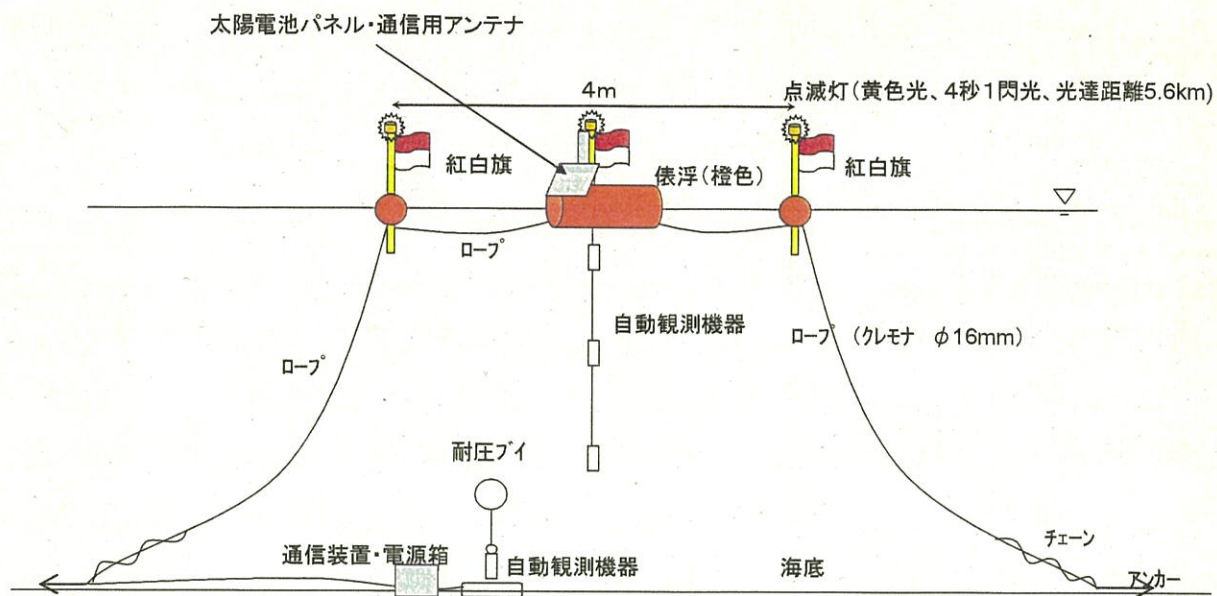


図 2 - 2 観測装置の設置状況 (P 6 : テレメトリー点)

沖合における連続観測

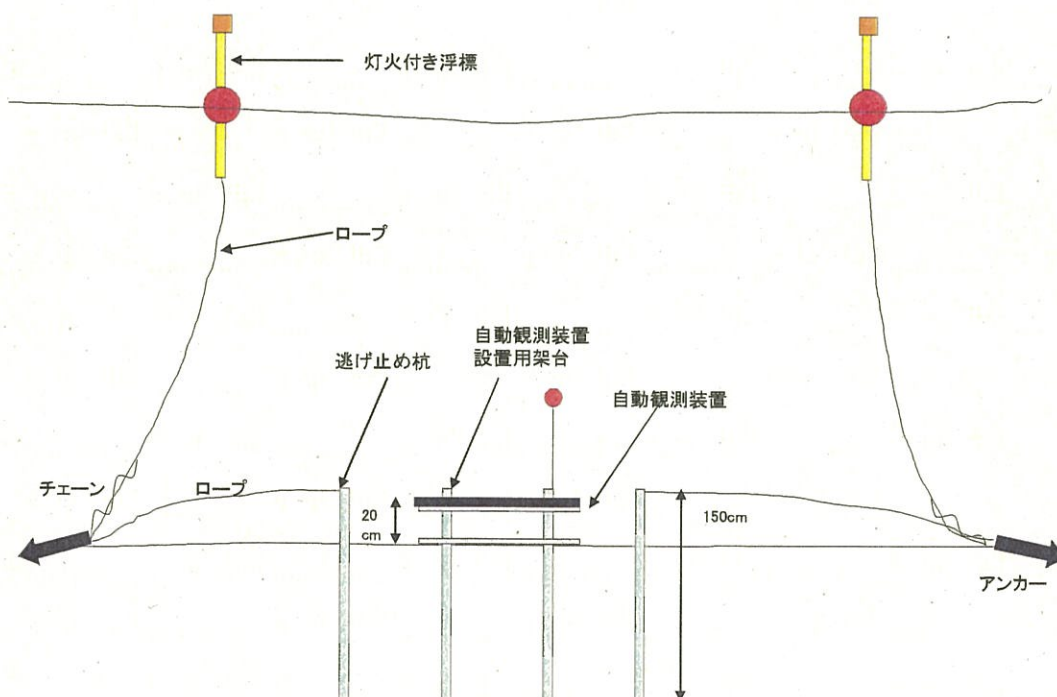


図 2 - 3 観測装置の設置状況 (P1, T8, P12 等)

3. データ公表

水産庁及び環境省の観測データを NTT の DOPA 通信網により収集し、コンピュータ処理してデータベースを作成する。

観測データは（独）水産総合研究センター西海区水産研究所有明海・八代海漁場環境研究センターが公表する。

16年度当初：毎日（月～金）午前中の満潮時の水温・塩分・溶存酸素（mg/L）と（%）を図上に整理し、FAXで水試、漁協等の関係機関へ送付する（図4, 5）。

17年度以降：（独）水産総合研究センター西海区水産研究所ホームページとリンクしたサーバー上でグラフ化、図化したデータを公表する。ただし、データ補正は少なくとも観測の約2週間後となる。

注：観測データは、品質管理された後に、（社）日本水産資源保護協会が試験運用中のデータベース（有明海等環境情報・研究ネットワーク）へ管理が託される予定。

データ通信による水質モニタリング

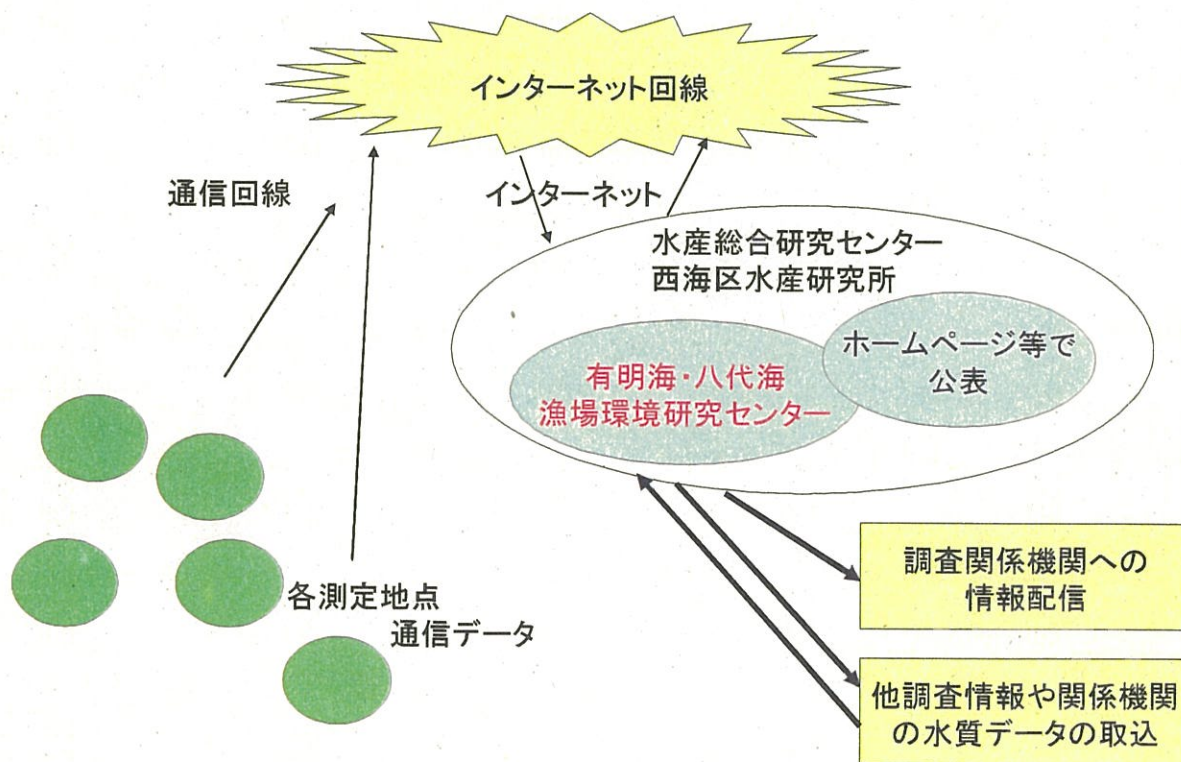
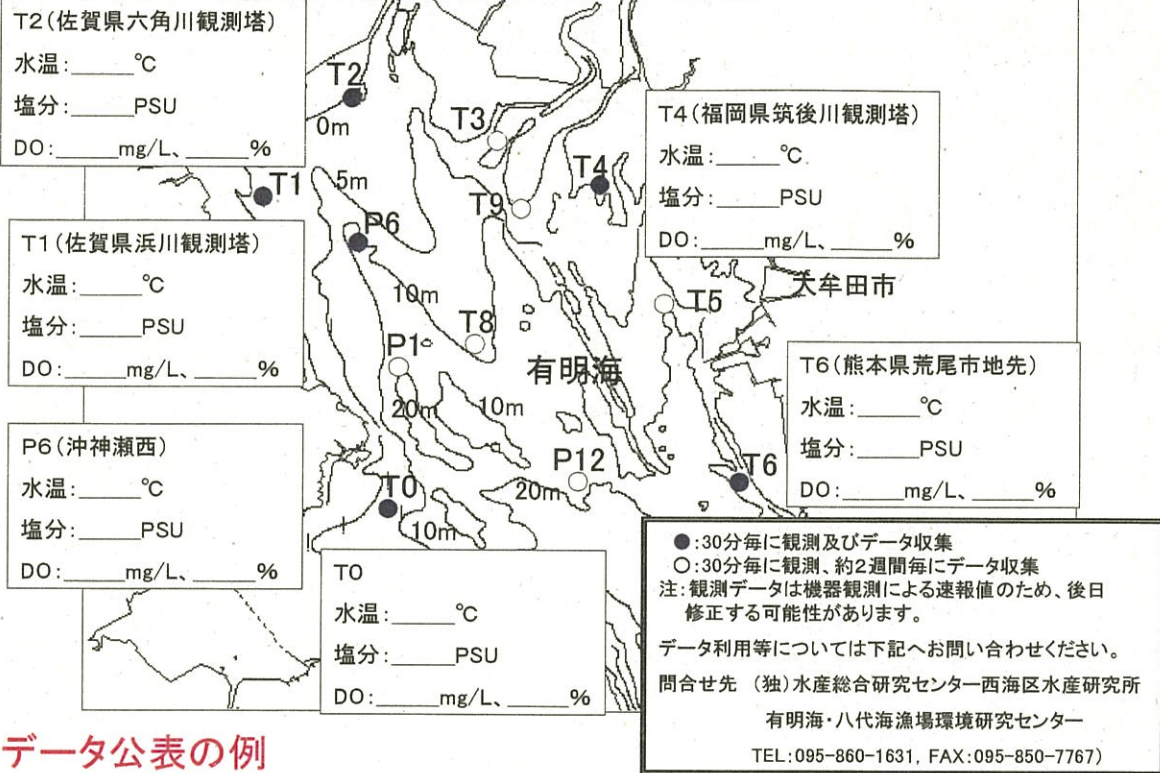


図3 データ通信による水質モニタリングの概念

有明海貧酸素水塊広域連続観測情報
(独)水産総合研究センター西海区水産研究所
環境省環境管理局水環境部閉鎖性海域対策室

第2004-__号

2004年__月__日__時__分観測



データ公表の例

図4 公表データの表示例 (毎日のデータ)

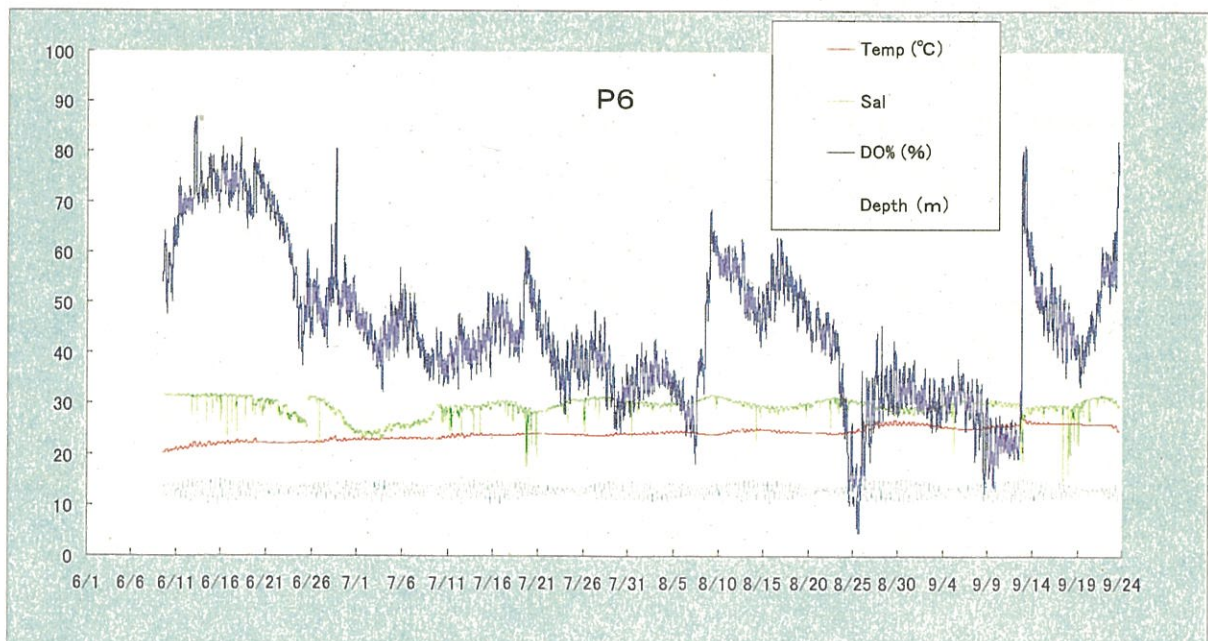


図5 公表データの表示例 (観測点の連続データ: 2週間毎に更新)